

加古川市集会所整備事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 27 日

市民協働部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、地域住民の福祉の向上に寄与するため、町内会等又は隣接町内会が集会所の新築、増改築その他の整備事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 一定の地域において自主的に個人又は世帯を構成主体として組織された団体で、共通目標を有し、加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いるものをいう。
- (2) 隣接町内会 隣接する 2 以上の町内会等をいう。
- (3) 集会所 会議及び集会に必要な設備を備え、町内会等若しくは隣接町内会又は町内会等若しくは隣接町内会の会員で構成する管理組合等（以下「管理組合等」という。）によって設置運営及び利用される施設をいう。
- (4) 新築 新たに集会所を建設すること、又は既存の集会所の全部を除去し、新たに集会所を建設することをいう。
- (5) 増改築 既存の集会所の延床面積を増加させること、又は既存の集会所の一部を除去し、引続きこれと規模構造の著しく異ならないものを建設することをいう。
- (6) 改造 既存の集会所の耐用年限を延長させるため又は機能を向上させるため延床面積を変更しないで当該集会所の内部を改装すること、又は当該集会所を補修することをいう。
- (7) バリアフリー化 高齢者、障がい者等が円滑に集会所を利用できるようにするための設備改善のことをいう。
- (8) 施設買収 既存の建築物を集会所として購入すること、又は既存の建築物を購入して集会所に改修することをいう。
- (9) 用地買収 集会所の利用に供するため用地を購入することをいう。

- (10) 造成 集会所の利用に供するため、切土、盛土等により用地を整地することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、町内会等又は隣接町内会とする。ただし、町内会等又は隣接町内会が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。))並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)の統制の下に活動していると認められる場合であって、補助金等を交付することにより暴力団を利すると認められる場合はこの限りでない。

2 補助金交付の対象となる集会所は、町内会等又は隣接町内会によって設置運営及び利用される施設とする。ただし、管理組合等によって設置運営された集会所については、町内会等又は隣接町内会がその活動に利用し、事業費を負担する場合に限り、補助対象とする。

3 補助金交付の対象となる事業は次に掲げるもののうち、申請のあった年度内に開始し、かつ、当該年度内に完了するものとする。ただし、第4号を除き、事業のうち補助対象となる経費(以下「事業費」という。第6号及び第7号については合算。)が1件100万円未満のもの及び集会所に併設された施設に係るものは補助の対象としない。

(1) 新築に係る事業

(2) 増改築に係る事業

(3) 改造に係る事業

(4) 施設のバリアフリー化に係る事業

(5) 施設買収に係る事業

(6) 前各号に掲げる事業に伴う用地買収もしくは、既存の集会所が存する用地を買収する事業費(ただし、建築面積の3倍に相当する面積を限度とする。)

(7) 前号に掲げる事業に伴う造成に係る事業

4 前項に規定する事業に係る補助の基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、マンションに設置された集会所に係る事業費は、専ら集会所の用に供する部分のみとし、その他の共用部分に係る経費は補助の対象としない。

5 前項ただし書の場合における事業費が明確に区分できないときは、床面積等により按分して算出した額とする。この場合において、その事業の対象とする床面積等の按分率に小数第3位以下の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は事業費の30%とし、補助限度額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、事業費に財産区等他の補助金を充当する場合は、事業費から充当する額を除く。

- (1) 前条第3項第1号及び第5号に係る事業 各々630万円
- (2) 前条第3項第2号から第4号に係る事業 各々270万円
- (3) 前条第3項第6号及び第7号に係る事業 合わせて450万円

2 隣接町内会が共同して事業を行う場合の補助金の額は、前項の規定により算出した補助金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。

- (1) 隣接町内会が2町内会等 前項により算出した額の20パーセント
- (2) 隣接町内会が3町内会等 前項により算出した額の30パーセント
- (3) 隣接町内会が4町内会等 前項により算出した額の40パーセント
- (4) 隣接町内会が5町内会等以上 前項により算出した額の50パーセント

3 補助を受けようとする町内会等1つにつき、集会所1箇所限り交付することができる。ただし、世帯数が500を超える町内会等が、既存の集会所以外に新たに事業を行う場合は、前2項により算出した補助金の額の50パーセントを限度として交付することができる。

4 第1項から第3項の規定により算出した補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の併給)

第5条 市長は、町内会等又は隣接町内会が第3条第3項第1号及び第5号から第7号までに掲げる事業のうち2以上の事業(同項第1号及び第5号の事業を併せて行う場合を除く。)を併せて行うときは、それぞれの事業に係る補助金を併給することができる。

2 前項の事業期間は、最初の事業補助金交付決定日から5年以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等又は隣接町内会の代表者(以下「申請者」という。)は、集会所整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業の見積明細書の写し
- (3) 事業に係る設計書(平面図、立面図)及び付近見取図

- (4) 新築及び増改築にあつては、集会所用地の所有を証明する書類及び当該事業に対して所有者の同意を証明する書類（当該用地が町内会等名義の場合には同意を証明する書類は不要とする。）
 - (5) 事業を行うことについて、総会等で決定したことを証する、議長及び議事録署名人2人以上の署名のある議事録の写し
 - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けなければならない事業については、確認済証の写し
 - (7) 管理組合等が所有する集会所の場合にあつては、以下の書類
 - ア 管理組合等が町内会等又は隣接町内会の会員で構成されていることを証する書類
 - イ 管理組合等が総会等で事業を承認したことを証する書類
 - ウ 町内会等活動のために利用することが認められており、その利用実績が確認できる書類
 - エ 町内会等又は隣接町内会が事業費を負担することを証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 隣接町内会が事業を行う場合は、前項第5号の規定にかかわらず、事業を行うことについて決定したことを証する、隣接町内会の各々の代表者の署名のある書類の提出を要するものとする。この場合において、申請者を選任した旨の隣接町内会の代表者全員の署名のある選任書を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、集会所整備事業補助金交付（変更）決定書（様式第3号）又は集会所整備事業補助金不交付決定書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

（事業の実施）

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に工事に着工するものとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定は、第3条第3項第5号及び第6号に係る事業については、「工事に着工」とあるのを「購入の契約を」に読み替えるものとする。

（事業の内容の変更等）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとする

するときは、遅滞なく集会所整備事業変更申請書（様式第 5 号）に第 6 条第 1 項のうち第 1 号から第 3 号及び第 8 号の変更後の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、第 7 条の規定を準用する。

（事業の完了報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後すみやかに集会所整備事業完了届（様式第 6 号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業収支精算書（様式第 7 号）
- （2） 事業に係る領収書の写し
- （3） 事業の契約書の写し
- （4） 完成写真（新築及び施設買収にあつては、全景及び各部屋、増改築及び改造等にあつては事業施工部分の新旧の状態の判るもの、用地買収にあつては全景）
- （5） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けた事業については、完了検査済証の写し
- （6） 用地買収後の所有権移転を証する登記簿謄本
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 11 条 市長は前条の規定による完了届の提出があつたときは、当該届の審査及び現地調査により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を集会所整備事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 7 条の規定により交付の決定をした補助金の額（第 9 条の規定により補助金等の額の変更を承認した場合にあつては、当該変更後の額）と同額であるときは、同項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 12 条 補助事業者は、前条により補助金の額を確定した後において、補助金の交付を受けようとするときは集会所整備事業補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、もしくは交付の決定の内容を変更し、又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の方法により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定後、当該補助金交付の対象となっている事業の内容を変更し、又は第 7 条第 2 項に定める条件もしくはこの要綱に違反したとき

(使用継続の義務)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の日から起算して 10 年間事業に係る集会所の使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(適用除外)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱の規定は適用しない。ただし、自然災害により市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 加古川市集会所整備事業補助金交付要綱その他これに類する趣旨で制定された要綱に基づき、補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に新たに事業を行う場合
- (2) 加古川市集会所整備事業補助金交付要綱その他これに類する趣旨で制定された要綱に基づき、隣接町内会で事業を実施し、補助金の交付を受けた日から起算して 10 年以内に当該隣接町内会のうちの一部が単独又は共同して新たに事業を行う場合
- (3) 加古川市地区公民館等管理事業実施要綱第 2 条第 1 項にある集会施設または加古川市人権文化センターの設置及び管理に関する条例(平成 26 年条例第 23 号)による廃止前の加古川市立隣保館条例第 2 条にある隣保館を公費により改修し、無償譲渡もしくは無償貸付を受けている町内会等又は隣接町内会について、公費による改修が完了した日から起算して 5 年以内に

新たに事業を行う場合

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 6 条に規定する申請については、同日後もなおその効力を有する。

別 表（第 3 条関係）

	補 助 対 象	補 助 対 象 外
本 体 工 事	仮設工事、土工・基礎工事、躯体工事、外部仕上げ工事、内部仕上げ工事等	
設 備 工 事	電気工事、ガス工事、給排水工事、衛生工事、空調工事、防火消火工事等	備品又は消耗品類に相当するもの（室内外放送設備、電話、テレビ、ストーブ、扇風機、机、椅子、敷物、カーテン等）
外 構 工 事		門、柵、塀、植樹及び造園工事等
バリアフリー化工事	施設内及び進入経路の段差の解消工事、廊下等の手すりの設置工事、施設内の通路及び出入り口の幅の拡張、便器の洋式化、その他市長が必要と認めた工事	
そ の 他 工 事	造成工事	車庫、自転車置場、倉庫等本体以外の建物又は構築物
そ の 他 の 費 用	設計監督料、確認申請料	仲介料、補償費、公租公課費、登記関係費、地鎮祭経費、地盤調査・診断費用等